

令和6年度～令和7年度

国営施設応急対策事業雄国山麓地区

第1号揚水機場電気設備他改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

国営施設応急対策事業雄国山麓地区 第1号揚水機場電気設備他改修工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書(施)」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営施設応急対策事業雄国山麓地区事業計画に基づき、第1号揚水機場電気設備他の製作・整備・据付工事を行うものである。

2. 工事場所

福島県喜多方市塩川町大字中屋沢地内

3. 工事概要

本工事は、電気設備更新及びポンプ設備整備を行うものであり、その概要は次のとおりである。

- (1) 電気設備更新 1式
- (2) ポンプ設備整備 1式

4. 工事数量

(別紙－1)「工事数量表」のほか、第11章 構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、撤去据付及び試運転調整までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工程制限

- (1) 撤去据付工事は、令和7年9月11日より着手可能である。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
 - (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等日10日を見込んでいる。
- (なお、休日等は土曜日、日曜日である。)

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはいない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和6年12月9日から令和8年3月10日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年12月8日まで）

※契約締結において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 受電設備との受渡し条件

本工事で受電設備に接続する内容は、次のとおりである。

- (1) 本ポンプ場の電気設備は、東北電力株式会社 6.6kV（3相、3線、50Hz）で受電するものとする。なお、東北電力株式会社との責任分界点は、引込柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。

2. 搬入路

現場への搬入路は、ラフテレーンクレーン 4.9t の進入が可能である。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土） 3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない

い。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 除雪工

工事現場内における除雪は、計上していない。工事現場内において、除雪が必要となった場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。なお、除雪対象は、積雪10cm以上とし、これについては契約変更の対象とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、第1号揚水機場用地内にあり確保されている。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

(1) 資 料 名 令和4年度国営施設応急対策事業雄国山麓地区

第1号揚水機場調査測量設計業務 報告書

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 阿武隈土地改良調査管理事務所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書及び第7章第1項の貸与する資料等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付、修理に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

【主ポンプ】

- (1) 計画吐水量 $Q=0.09\text{m}^3/\text{s}$
- (2) 吸込水位、吐出し水位

項 目	吸込水位	吐出し水位
最 高	EL. 259. 50m	EL. 343. 00m
最 低	EL. 254. 90m	

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第6章「用排水ポンプ設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第6章「用排水ポンプ設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 本工事で工場整備する主ポンプ、電動機は運転開始から長期の運転に耐えうる構造とすること。

2. 主ポンプ設備

- (1) 主ポンプ（工場整備）

【整備内容】

- ①ポンプ取外し後、本体一式を工場に持帰り、分解・点検を行い、消耗品等の部品交換、測定、組立、性能試験、塗装を実施する。
- ②再据付後、総合試運転を実施し、異常な振動、騒音、温度上昇が無い事を確認する。
- ③塗装仕様は第14章のとおりとする。

1) 形 式	横軸片吸込多段渦巻ポンプ	
2) 数 量	2 台	
3) 口 径	吸込 250mm、吐出 200mm	
4) 吐 出 量	5.511m ³ /min	
5) 全 揚 程	97m	
6) 回 転 数	1450min ⁻¹	
7) 電 動 機	132kW 三相誘導電動機	
8) 交換部品	軸受メタル(FC200, WJ2)	2 個/台
	ライナーリング(CAC402)	2 個/台
	バランスブッシュ(CAC402)	1 個/台
	封水リング(CAC402)	2 個/台
	パッキンスリーブ(S) (SUS403)	1 個/台
	パッキンスリーブ(D) (SUS403)	1 個/台
	中間ブッシュ(CAC402)	1 個/台
	パッキン押え(CAC402)	2 個/台
	丸ゴムスリーブ(SUS403)	2 個/台
	主軸ナット(SUS403)	1 個/台
	水切り(CAC402)	2 個/台
	オイルリング(CAC402)	2 個/台
	グランドパッキン(ノンアスベスト、5/8 ｶｸ×3m)	2 個/台
	フェルトリング(φ94×φ75×7t)	2 個/台
	フェルトリング(φ116×φ95×8.5t)	2 個/台
	O リング(NR)	1 式/台
	オイルカバー(アクリル)	2 個/台
	軸端ゲージ(CAC402)	1 個/台
	軸継手用ゴム(NBR)	8 個/台
	キー(カップリング)(NR, φ4×内径 390)	1 個/台
	フランジパッキン (JIS10K 250A)	1 個/台
	フランジパッキン (JIS20K 200A)	1 個/台
	オイルポット窓(ポリカーボネート)	2 個/台
	圧力計	1 個/台
	連成計	1 個/台
	その他必要なもの	1 式/台

(2) 電動機 (工場整備)

【整備内容】

- ①電動機取外し後、本体一式を工場に持帰り、分解・点検、固定子と回転子の洗浄・ワニス処理、部品交換、測定、組立、配線接続、性能試験を実施する。
- ②端子のゆるみが無いことを確認する。
- ③再据付後、総合試運転を実施し、異常な振動、騒音、温度上昇が無い事を確認する。

1) 形 式	横軸保護防滴かご形三相誘導電動機	
2) 出 力	132kW	
3) 数 量	2 台	
4) 電 圧	400V	
5) 周 波 数	50Hz	
6) 速度制御	無し	
7) 始動方式	リアクトル	
8) 交換部品	軸受 (6318C3)	1 個/台
	軸受 (6315ZZ)	1 個/台
	その他必要なもの	1 式/台

3. 系統機器設備

(1) 満水 (呼水) 系統設備

1) 真空ポンプ 更新

①機器仕様

形 式	液封式真空ポンプ
口 径	25A
最大風量	0.6m ³ /min 以上
電 動 機	1.5kW 200V 50Hz
数 量	2台 (1) 満水 (呼水) 系統設備

2) 減圧弁 (ネジ込み式) 更新

①機器仕様

口 径	25A
材 質	CAC406—SUS304
数 量	1 台

3) 複式ストレーナー 更新

①機器仕様

口 径	25A
-----	-----

材 質	FC200—SUS304
数 量	1 台
フランク規格	JIS10K

(2) 始動空気系統設備

1) 電動ボール弁 更新

①機器仕様

口 径	25A
材 質	FC200—SUS304
数 量	4 台
フランク規格	JIS10K

4. 付帯設備

(1) 天井クレーン設備

天井クレーン設備については、設備仕様を検討している。仕様が確定した段階で変更追加することを想定している。

第 12 章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

機側（第 1 号揚水機場）及び遠隔（管理棟室内）における運転管理の内容は（別紙 - 2）「雄国山麓地区水管理システム管理項目表」のとおりとする。

2. 運転操作

ポンプ設備の運転操作の内容は、（別紙 - 3）「運転操作要領」によるものとする。

第 13 章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 外部からの引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、SPDを設置し雷害対策を行うものとする。

2. 設備概要

- (1) 本揚水機場の電気設備は、東北電力株式会社より 6.6kV(3φ3W)で受電し、各負荷設備に供給又は配電する設備である。
なお、東北電力株式会社との責任分界点は引込第 1 柱に設置する開閉器の一次側接続点と

する。

3. 受変電・配電設備

(1) 高圧気中開閉器

高圧電力を受電する開閉及び保護用である。

1) 構造	柱上取付型 (ステンレス製)
2) 規格	JIS C4607
3) 概略寸法	W520×H500×D455mm 程度
4) 定格	定格電圧電流 7.2kV 300A 定格短時間電流 12.5kA ZPC 内蔵 方向性地絡継電器付き
5) その他	高圧カットアウトスイッチ(耐塩) 1式 避雷器(耐塩) 1式

(2) 高圧引込受電盤

高圧受電回路の開閉及び保護用の盤である。

1) 構造	屋内鋼板製閉鎖自立形
2) 規格	JEM1425 CW 形 (IP2X)
3) 概略寸法	W800×H2350×D2000mm 程度
4) 数量	1 面
5) 定格	定格電圧電流 7.2kV 600A 定格短時間電流 12.5kA 絶縁階級 6 号 A

6) 盤面取付器具

① 交流電圧計	0～9000V	1 個
② 同上用切換開閉器		1 個
③ 交流電流計	0～75A	1 個
④ 同上用切換開閉器		1 個
⑤ 周波数計	00 ～00Hz	1 個
⑥ 力率計	0.5～1～0.5	1 個
⑦ 電力計		1 個
⑧ 電力量計		1 個
⑨ 過電流継電器		2 個
⑩ 地絡方向継電器 (PAS 付属品)		1 個
⑪ 表示灯		1 式
⑫ 操作スイッチ		1 式
⑬ 試験用端子		1 式

7) 盤内収納器具

① 断路器	DS7.2KV 400A 3極	1台
② 真空遮断器	7.2kV, 600A, 12.5kA (引出形)	1台
③ 計器用変圧器	6.6kV/110V, ヒューズ付	1式
④ 計器用変流器		1式
⑤ 操作電源用変圧器	乾式モールド形 1kVA ヒューズ付	1個
⑥ 配線用遮断器	2P MCCB 50AF	2個
⑦ VT 変換器		1個
⑧ CT 変換器		1個
⑨ 電力量変換器		1個
⑩ 盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
⑪ その他必要なもの		1式

(3) 主変圧器盤

高圧 6.6kV を 400V に降圧するための変圧器を収納する盤である。

1) 構造	屋内鋼板製閉鎖自立形
2) 規格	JEM1425 CW 形 (IP2X)
3) 概略寸法	W1400×H2350×D2000mm 程度
4) 数量	1面
5) 定格	定格電圧 7.2kV
	定格電流 800A
	定格短時間電流 12.5kA
	絶縁階級 6号A

6) 盤面取付器具

① 交流電圧計	0～600V	1個
② 同上用切換開閉器		1個
③ ダイヤル温度計覗き窓		1個
④ 表示灯		1式
⑤ 集合表示灯		1式

7) 盤内収納器具

① 変圧器	6.6kV/420V 400kVA, F 種モールド	1台
② 進相コンデンサ	420V, 10kvar	1個
③ 零相変流器	1500/5A	1個
④ 計器用変圧器	420V/110V, ヒューズ付	1個
⑤ 高圧カットアウト	7.2kV 30A	3個
⑥ 地絡過電流継電器		1個
⑦ 盤内照明灯及びドアスイッチ		1式
⑧ その他必要なもの		1式

(4) No.1 ポンプ制御盤

本設備は、施設内の機器の運転・制御を行う為に設ける。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1) 形 式 | 屋内鋼板製閉鎖自立形 前・背面扉付き |
| 2) 準拠規格 | JEM1265 |
| 3) 概略寸法 | W700×H2350×D1000mm 程度 |
| 4) 数 量 | 1 面 |

5) 盤面取付器具 (1 面当たり)

- | | |
|------------------|-----|
| ① 電流計 | 1 個 |
| ② 吐出弁開度計 | 1 個 |
| ③ 稼働時間計 | 1 個 |
| ④ 切替スイッチ (COS) | 4 個 |
| ⑤ 操作スイッチ (CS) | 4 個 |
| ⑥ 非常停止スイッチ | 1 個 |
| ⑦ 集合表示灯 | 1 式 |
| ⑧ 表示灯 (FL) (赤・緑) | 1 式 |
| ⑨ その他必要なもの | 1 式 |

6) 盤内取付器具 (1 面当たり)

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 漏電遮断器 (ELCB) 3P400AF | 1 個 |
| ② 電磁接触器 | 2 個 |
| ③ 制御用変圧器 1φ420/105V 500VA | 1 個 |
| ④ 低圧進相コンデンサ (SC) 420V 30kVar | 1 個 |
| ⑤ 盤内照明灯及びドアスイッチ | 1 式 |
| ⑥ その他必要なもの | 1 式 |

(5) No.2 ポンプ制御盤

本設備は、施設内の機器の運転・制御を行う為に設ける。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1) 形 式 | 屋内鋼板製閉鎖自立形 前・背面扉付き |
| 2) 準拠規格 | JEM1265 |
| 3) 概略寸法 | W700×H2350×D1000mm 程度 |
| 4) 数 量 | 1 面 |

5) 盤面取付器具 (1 面当たり)

- | | |
|----------------|-----|
| ① 電流計 | 1 個 |
| ② 吐出弁開度計 | 1 個 |
| ③ 稼働時間計 | 1 個 |
| ④ 切替スイッチ (COS) | 2 個 |
| ⑤ 操作スイッチ (CS) | 4 個 |
| ⑥ 非常停止スイッチ | 1 個 |

⑦ 集合表示灯	1 式
⑧ 表示灯(FL) (赤・緑)	1 式
⑨ その他必要なもの	1 式
6) 盤内取付器具 (1 面当たり)	
① 漏電遮断器 (ELCB) 3P400AF	1 個
② 電磁接触器	2 個
③ 制御用変圧器 1φ420/105V 500VA	1 個
④ 低圧進相コンデンサ(SC) 420V 30kVar	1 個
⑤ 盤内照明灯及びドアスイッチ	1 式
⑥ その他必要なもの	1 式

(6) 補機盤

本設備は、210V に降圧するための変圧器を収納する盤で、施設内の機器の運転・制御を行う為に設ける。

1) 形 式	屋内鋼板製閉鎖自立形 前・背面扉付き
2) 準拠規格	JEM1265
3) 寸 法	W1200×H2350×D1000mm 程度
4) 数 量	1 面

5) 盤面取付器具

① 交流電圧計	2 個
② 同上用切換開閉器	2 個
③ 交流電流計	2 個
④ 同上用切換開閉器	2 個
⑤ 流量指示計	1 個
⑥ 流量積算計	1 個
⑦ 水位指示計	1 個
⑧ 表示灯	1 式
⑨ 集合表示灯	1 式
⑩ 切換スイッチ(COS)	1 式
⑪ 操作スイッチ(CS)	1 式
⑫ 表示灯 (赤・緑)	1 式
⑬ その他必要なもの	1 式

6) 盤内収納器具

① 三相変圧器 420V/210V 20kVA	1 台
② 単相変圧器 420V/210-105V 10kVA	1 台
③ 配線用遮断器 MCCB 3P 50AF	4 個
MCCB 3P 30AF	2 個
MCCB 2P 30AF	5 個

④	漏電遮断器	ELCB 3P 50AF	5 個
⑤	計器用変圧器	210V／110V, ヒューズ付	2 個
⑥	計器用変流器		2 個
⑦	電磁接触器(MC)	非可逆	5 個
⑧	過電流継電器		1 個
⑨	盤内照明灯及びドアスイッチ		1 式
⑩	その他必要なもの		1 式

(7) 接地端子盤

本設備は、本機場における既設接地極に、本機場内の接地幹線を接続するための端子を収納する盤で、本機場内の接地を既設接地極への配線を接続するために為に設ける。

1) 形 式	屋内鋼板製壁掛形 前面扉付き
2) 概略寸法	W500×H500×D120mm 程度
3) 数 量	1 面
4) 盤内取付器具	
①接地端子	5 極
②測定用補助端子	1 個
③その他必要なもの	1 式

第 14 章 塗 装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装はメーカー標準塗装とし、塗装色は、監督職員と協議のうえ、決定する。なお、塗装色は、5 Y 7 / 1 とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。
- (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

(1) 主ポンプ

①接水部

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色
工場	一次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	15 μ m	最終層：黒系
	第 1 層 (下塗)	エポキシ樹脂塗料	100 μ m	

	第2層 (中塗)	エポキシ樹脂塗料	40 μ m	
	第3層 (上塗)	エポキシ樹脂塗料	40 μ m	

②屋内露出部

施工場所	工程	塗料等	標準膜厚	塗色
工場	一次プライマー	長ばく形エッチングプライマー※	15 μ m	最終層：緑系
	第1層 (下塗)	鉛・クロムフリーさび止めペイント	35 μ m	
	第2層 (中塗)	長油性フタル酸樹脂塗料中塗	30 μ m	
	第3層 (上塗)	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	25 μ m	

第15章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第6章第12節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、別途監督職員が指示する。

3. 機械設備

- (1) ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等の計測をし、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取付けるものとする。
- (2) 小配管は保守点検が容易に行えるように配慮するものとし、必要に応じてフランジ接合を考慮するものとする。

4. 電気設備

- (1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮するものとする。
- (2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針

(JEM-TR144)」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「Sクラス」とする。

- (3) 電気設備を固定する取付けボルト、アンカーボルト等については、既設利用を想定しているが、更新する場合には、各機器及び装置に作用する水平力及び鉛直力に応じた適切なボルトを選定しなければならない。

固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。

なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

- (4) 配線等は負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、末端には適当な大きさの末端処理材及び接続端子等設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (5) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (6) 配線工事は床ピット内配線及び埋設電線管を原則とする。なお、電線管は原則として屋外埋設部は硬質塩ビ管としその他は全て厚鋼電線管とする。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材 料 名	提 出 物
電線・電線管類	カタログ
アンカーボルト	カタログ

6. 電気設備撤去工

本工事において、電気設備を撤去する。

現場発生材受入地は、図面番号 1 位置図に示す箇所とし、その名称等は次のとおりである。

名 称	地先名	摘 要
大深沢調整池管理所	喜多方市塩川町大字中屋沢字高森 462-12	電気設備

既設電気設備の撤去に伴い発生した鋼材等（工事現場発生材）については、鋼材等の種別・数量をとりまとめたうえで共通仕様書（施）1-1-22 に基づき現場発生材報告書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

第16章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は入札公告による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事施工管理基準」及び共通仕様書による。
なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

- １）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記１)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、(別紙 - 4)「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 17 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 設計諸元等条件変更に係るもの
2. 関連工事との調整に係るもの
3. 不可抗力によるもの
4. 法・基準の改正に係るもの
5. 第三者との協議に係るもの
6. 安全施設の追加に係るもの
7. その他本仕様書に定めのないもの

第 18 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 19 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第 1 章 1-1-26 及び第 1 章 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定

める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書

（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

- ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E 提案の適否等

1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。

9) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

５．工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（５）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－42））に記録し、相互に確認するものとする。

６．工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に２部を備え付けなければならない。

７．地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下

記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上金額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休 2 日制工事の試行

- (1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わず

に減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

（1）本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（2）発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1)他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2)現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

3)現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数：1.2

12. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 20 章 定めなき事項

- （１）契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- （２）この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。